

2024年6月19日
3PLATZ株式会社

BNPJ 会員規約改定：決済日月 1 回型変更対応用（新旧対照表）

新	旧
<p>【BNPJ 会員規約改定】</p> <p>第 18 条（お支払方法と費用の負担）</p> <p>1. カード利用代金および手数料、その他本規約に基づいて会員が当社に支払う金銭（以下これらを総称して「カード利用による支払金」といいます。）は第 2 項記載の支払方法のうちから会員が選択した方法によってお支払いいただきます。ただし、事務上の都合により翌々月以降の支払日にお支払いいただくことがあります。</p> <p>2. カード利用による支払金についてのお支払方法は、以下の各号に掲げる方法のいずれかとします。なお、これらの方法における会員の当社に対する債務の弁済に要する費用は、会員が負担するものとします。ただし、4 回払い・12 回払いによる場合 及び④の場合は、当該費用は不要とします。</p> <p>① コンビニエンスストア入金： 当社所定の手続により、当社の提携するコンビニエンスストアで支払う方法</p> <p>② コード決済払い： 当社所定の方法に従い当社の提携する店舗で QR コード決済機能を用いて支払う方法</p> <p>③ ペイジー払い：</p>	<p>第 18 条（お支払方法と費用の負担）</p> <p>1. カード利用代金および手数料、その他本規約に基づいて会員が当社に支払う金銭（以下これらを総称して「カード利用による支払金」といいます。）は第 2 項記載の支払方法のうちから会員が選択した方法によってお支払いいただきます。ただし、事務上の都合により翌々月以降の支払日にお支払いいただくことがあります。</p> <p>2. カード利用による支払金についてのお支払方法は、以下の各号に掲げる方法のいずれかとします。なお、これらの方法における会員の当社に対する債務の弁済に要する費用は、会員が負担するものとします。ただし、4 回払い・12 回払いによる場合には、当該費用は不要とします。</p> <p>① コンビニエンスストア入金： 当社所定の手続により、当社の提携するコンビニエンスストアで支払う方法</p> <p>② コード決済払い： 当社所定の方法に従い当社の提携する店舗で QR コード決済機能を用いて支払う方法</p> <p>③ ペイジー払い：</p>

<p>当社所定の方法に従い当社の提携金融機関の日本国内の ATM 等から入金して支払う方法</p> <p>または当社所定の方法に従い当社の提携金融機関のインターネットバンキング機能を用いて支払う方法</p> <p><u>④口座振替によるお支払い：</u></p> <p><u>会員が指定する金融機関の口座から支払期日に振替を行う方法。この場合、口座振替に伴う金融機関への支払手数料は当社の負担とします。</u></p> <p>※第3項~第8項については変更なし</p>	<p>当社所定の方法に従い当社の提携金融機関の日本国内の ATM 等から入金して支払う方法</p> <p>または当社所定の方法に従い当社の提携金融機関のインターネットバンキング機能を用いて支払う方法</p>
<p>第 29 条 (利用代金の支払)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員はカードご利用の都度、利用代金の支払回数として、一括払い・4回払い・12回払いのいずれかを選択するものとします。ただし、4回払い・12回払いは一部の加盟店で利用できない場合があります。 2. 前項にかかわらず、カードのご利用の際に、会員が一括払いを選択した場合であっても、当社が定める日までに支払回数の変更の申出を行い当社が適当と認めた場合、支払回数を変更が可能です。この場合、手数料計算および分割支払額等については、カード利用の際に当該変更後の支払回数による分割払いの指定があったものとして取扱うものとし、変更前の各支払区分の各締切日をもとに手数料計算の対象とし、分割払いの支払回数、実質年率、分割手数料は次項に定める通りとします。 3. 会員は、支払方法の区分に応じ、それぞれ以下の各号に定めるところに従ってカード利用代金 	<p>第 29 条 (利用代金の支払)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員はカードご利用の都度、利用代金の支払回数として、一括払い・4回払い・12回払いのいずれかを選択するものとします。ただし、4回払い・12回払いは一部の加盟店で利用できない場合があります。 2. 前項にかかわらず、カードのご利用の際に、会員が一括払いを選択した場合であっても、当社が定める日までに支払回数の変更の申出を行い当社が適当と認めた場合、支払回数を変更が可能です。この場合、手数料計算および分割支払額等については、カード利用の際に当該変更後の支払回数による分割払いの指定があったものとして取扱うものとし、変更前の各支払区分の各締切日をもとに手数料計算の対象とし、分割払いの支払回数、実質年率、分割手数料は次項に定める通りとします。 3. 会員は、支払方法の区分に応じ、それぞれ以下の各号に定めるところに従ってカード利用代金

および手数料を以下のとおり支払うものとします。

① 一括払い

(1) 支払日およびチャージ手数料

プリペイドカードへのチャージについては、以下の支払日にコンビニエンスストア入金、コード決済手段またはペイジーにより一括でお支払いいただきます。プリペイドカードへのチャージ手数料は 500 円 (税込) になります。

- ・ 毎月 1 日から月末までのチャージ額のお支払期日は翌月 27 日とします。

なお 27 日が金融機関休業日の場合は、翌営業日といたします。

(2) 支払日および支払手数料

プリペイドカードへのチャージ以外の場合には、第 21 条で当社が承認した与信額を上限として、以下の支払日に、コンビニエンスストア入金、コード決済手段またはペイジーにより利用代金全額を一括でお支払いいただきます。支払手数料は、利用代金が 50,000 円未満の場合には 350 円 (税込)、利用代金が 5 万円を超える場合には 650 円 (税込) になります。 なお、口座振替の場合、会員負担の支払手数料はございません。

- ・ 毎月 1 日から月末までのご利用分のお支払期日は翌月 27 日とします。

なお 27 日が金融機関休業日の場合は、翌営業日といたします。

(3) 支払総額の具体的算定例 ((1) の場合)

[チャージ代金 (現金価格) 5,000 円 (税込) の場合]

- ・ チャージ手数料 500 円 (税込)
- ・ 支払総額 5,000 円 + 500 円 = 5,500 円

(4) 支払総額の具体的算定例 ((2) の場合)

および手数料を以下のとおり支払うものとします。

① 一括払い

(1) 支払日およびチャージ手数料

プリペイドカードへのチャージについては、以下の支払日にコンビニエンスストア入金、コード決済手段またはペイジーにより一括でお支払いいただきます。プリペイドカードへのチャージ手数料は 500 円 (税込) になります。

- ・ 毎月 1 日から 10 日までのチャージ額 翌月 10 日

- ・ 毎月 11 日から 20 日までのチャージ額 翌月 20 日

- ・ 毎月 21 日から末日までのチャージ額 翌月末日

(2) 支払日および支払手数料

プリペイドカードへのチャージ以外の場合には、第 21 条で当社が承認した与信額を上限として、以下の支払日に、コンビニエンスストア入金、コード決済手段またはペイジーにより利用代金全額を一括でお支払いいただきます。支払手数料は、利用代金が 50,000 円未満の場合には 350 円 (税込)、利用代金が 5 万円を超える場合には 650 円 (税込) になります。

- ・ 毎月 1 日から 10 日までの利用代金 翌月 10 日

- ・ 11 日から 20 日までの利用代金 翌月 20 日

- ・ 21 日から末日までの利用代金 翌月末日

(3) 支払総額の具体的算定例 ((1) の場合)

[チャージ代金 (現金価格) 5,000 円 (税込) の場合]

- ・ チャージ手数料 500 円 (税込)
- ・ 支払総額 5,000 円 + 500 円 = 5,500 円

(4) 支払総額の具体的算定例 ((2) の場合)

[利用代金 (現金価格) 10,000 円 (税込) の

[利用代金(現金価格)10,000円(税込)の場合]

① 第18条(お支払方法と費用の負担)①②③のお支払方法の場合

- ・支払手数料 350円(税込)
- ・支払総額 10,000円+350円=10,350円

②第18条(お支払方法と費用の負担)④の支払方法の場合

- ・会員負担手数料は無し
- ・支払総額 10,000円

② 4回払い

(1) 支払条件

利用代金が10,000円以上で、かつ、第21条で当社が承認した与信額を上限として、利用代金の額を4回(4ヶ月)に分割してお支払いいただきます。

(2) 支払日

本会員規約第18条(お支払方法と費用の負担)に規定の通り、以下の支払日にコンビニエンスストア入金、コード決済手段またはペイジーにより各回の支払金額をお支払いいただきます。

- ・ 毎月1日から当月末日までの利用代金は翌月27日を第1回として以降毎月27日がお支払期日となります。

なお27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日といたします。

(3) 分割手数料

利用代金に対して実質年率15.00%により計算した金額とします。分割手数料は、利用日から初回の支払日までの期間については12分の1年とし、2回目以降の支払については前の支払期日の翌日から当該支払に係る支払期日までの日数を基準として計算します。

(4回払いの信用供与額100円当りの分割手数料は、3.14円になります。)

場合]

- ・支払手数料 350円(税込)
- ・支払総額 10,000円+350円=10,350円

② 4回払い

(1) 支払条件

利用代金が10,000円以上で、かつ、第21条で当社が承認した与信額を上限として、利用代金の額を4回(4ヶ月)に分割してお支払いいただきます。

(2) 支払日

以下の支払日にコンビニエンスストア入金、コード決済手段またはペイジーにより各回の支払金額をお支払いいただきます。

- ・ 毎月1日から10日までの利用代金 翌月10日を第1回として以降毎月10日
- ・ 毎月11日から20日までの利用代金 翌月20日を第1回として以降毎月20日
- ・ 毎月21日から末日までの利用代金 翌月末日を第1回として以降毎月末日

(3) 分割手数料

利用代金に対して実質年率15.00%により計算した金額とします。分割手数料は、利用日から初回の支払日までの期間については12分の1年とし、2回目以降の支払については前の支払期日の翌日から当該支払に係る支払期日までの日数を基準として計算します。

(4回払いの信用供与額100円当りの分割手数料は、3.14円になります。)

(4) 支払総額の具体的算定例

[利用代金(現金価格)10,000円(税込)の場合]

(4) 支払総額の具体的算定例

[利用代金(現金価格)10,000 円(税込)の場合]

- ・分割手数料 314 円
- ・支払総額 10,000 円+314 円=10,314 円
- ・分割支払金 10,314 円÷4 回 = 初回~3 回各 2,579 円、4 回目 2,577 円

③ 12 回払い

(1) 支払条件

利用代金が 30,000 円以上で、かつ、第 21 条で当社が承認したカード利用可能枠を上限として、利用代金の額を 12 回(12 ケ月)に分割してお支払いいただきます。

(2) 支払日

本会員規約第 18 条(お支払方法と費用の負担)に規定の通り、以下の支払日にコンビニエンスストア入金、コード決済手段またはペイジーにより各回の支払金額をお支払いいただきます。

- ・ 毎月 1 日から当月末日までの利用代金 翌月 27 日を第 1 回として以降毎月 27 日がお支払期日となります。なお 27 日が金融機関休業日の場合は、翌営業日といたします。

(3) 分割手数料

利用代金に対して実質年率 15.00%により計算した金額とします。分割手数料は、利用日から初回の支払日までの期間については 12 分の 1 年とし、2 回目以降の支払については前の支払期日の翌日から当該支払に係る支払期日までの日数を基準として計算します。

(12 回払いの信用供与額 100 円当りの分割手数料は、8.31 円になります。)

(4) 支払総額の具体的算定例

[利用代金(現金価格)50,000 円(税込)の場合]

- ・分割手数料 4,155 円
- ・支払総額 50,000 円+4,155 円=54,155 円

合]

- ・分割手数料 314 円
- ・支払総額 10,000 円+314 円=10,314 円
- ・分割支払金 10,314 円÷4 回 = 初回~3 回各 2,579 円、4 回目 2,577 円

③ 12 回払い

(1) 支払条件

利用代金が 30,000 円以上で、かつ、第 21 条で当社が承認したカード利用可能枠を上限として、利用代金の額を 12 回(12 ケ月)に分割してお支払いいただきます。

(2) 支払日

以下の支払日にコンビニエンスストア入金、コード決済手段またはペイジーにより各回の支払金額をお支払いいただきます。

- ・毎月 1 日から 10 日までの利用代金 翌月 10 日を第 1 回として以降毎月 10 日
- ・毎月 11 日から 20 日までの利用代金 翌月 20 日を第 1 回として以降毎月 20 日
- ・毎月 21 日から末日までの利用代金 翌月末日を第 1 回として以降毎月末日

(3) 分割手数料

利用代金に対して実質年率 15.00%により計算した金額とします。分割手数料は、利用日から初回の支払日までの期間については 12 分の 1 年とし、2 回目以降の支払については前の支払期日の翌日から当該支払に係る支払期日までの日数を基準として計算します。

(12 回払いの信用供与額 100 円当りの分割手数料は、8.31 円になります。)

(4) 支払総額の具体的算定例

[利用代金(現金価格)50,000 円(税込)の場合]

- ・分割手数料 4,155 円
- ・支払総額 50,000 円+4,155 円=54,155 円
- ・分割支払金 54,155 円÷12 回 = 初回~11 回 4,513 円、12 回目 4,512 円

<p>・分割支払金 54,155 円÷12 回 = 初回~11 回 4,513 円、12 回目 4,512 円</p>	
<p>【お問合せ先】 コールセンター (受付時間 9:00~18:00 年中無休) TEL 03-6222-8045</p>	<p>【お問合せ先】 コールセンター (受付時間 9:30~17:30 土日祝休 み) TEL 03-6222-8045</p>
<p>【制改定履歴】 制定：2022 年 10 月 1 日 改定：2023 年 5 月 1 日 改定：2024 年 6 月 19 日</p>	<p>【制改定履歴】 改定：2023 年 5 月 1 日</p>